

○犬山市協働プラザ備品貸出規定

(趣旨)

第1条 この規定は、市民の社会的な活動を支援するため、犬山市協働プラザ(以下「プラザ」という。)が行う備品の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出備品)

第2条 プラザが貸出すことができる備品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スクリーン
- (2) プロジェクター
- (3) ポータブル拡声装置(マイク2本付き)
- (4) その他の貸出すことができる備品

(貸出料)

第3条 備品の貸出料は、無料とする。

(貸出対象者)

第4条 備品の貸出しを受けることができる者は、市内で行う活動において、自ら使用するものであって、犬山市民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条に規定する登録団体または同条第2項各号に掲げる団体とする。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した7日以内とする。ただし、貸出日及び返却日は、プラザの受付時間内とする。

2 前項の規定にかかわらず、貸出日から起算して7日目の日がプラザの受付休業日に当たるときは、その日の後において最も近い休業日でない日を返却日とすることができる。

(申請手続)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請者本人であることを確認できる書類を提示した上で、犬山

市協働プラザ備品貸出申請書（様式第1）を利用する月の3か月前の初日から利用日まで、プラザ受付に提出しなければならない。

（引渡し）

第7条 備品の引渡しは、貸出日にプラザ受付にて行うものとする。

2 プラザは、引渡し前に備品の動作確認を行い、申請者はそれに立ち会うものとする。

（返却）

第8条 備品の返却は、返却日までにプラザ受付にて行うものとする。

2 申請者は、備品の使用後必ず点検をして返却しなければならない。

3 プラザは、備品の返却時に動作確認を行い、申請者はそれに立ち会うものとする。

（遵守事項）

第9条 申請者は、次の各号を遵守しなければならない。

（1） 営利又は政治活動を目的とした活動に使用しないこと。

（2） 第三者に権利を譲渡し、または転貸しないこと。

（3） 申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。

（4） 犬山市外で使用しないこと。

（5） 犬山市民交流センターの貸館附属設備として使用しないこと。

（6） 返却日までに返却すること。

（7） 善良な管理の下に使用すること。

（貸出取消等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は貸出しを取消することができる。

（1） この規定に違反したとき。

（2） 犬山市やプラザの事業で備品を使用することとなったとき。

（3） 貸出備品が故障などにより不具合を起こしたとき。

（4） 災害などやむを得ない事由が生じたとき。

（負担）

第11条 申請者は、備品に棄損又は滅失を生じさせたときは、修繕、その他賠償の責任を負わなければならない。ただし、市長が認めた

場合は、この限りでない。

(事故責任)

第12条 備品の使用によって生じた事故などに関しては、申請者の責任において処理するものとする。

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、令和2年9月16日から施行する。

犬山市協働プラザ貸出備品の使用にあたっての注意事項

- (1) 備品の使用にあたっては、紛失、盗難、落下、転倒などに十分注意してください。
- (2) 使用した備品は、付属品も含めて使用后必ず点検を行い、返却してください。
- (3) 備品に棄損又は滅失を生じさせたときは、申請者が修繕、その他賠償の責任を負うこととなります。
- (4) 備品に棄損などが発生した場合は、犬山市協働プラザ（Tel.0568-48-1221）へ速やかに報告してください。
- (5) 備品の使用によって生じた事故などに関しては、申請者の責任において処理してください。
- (6) 備品貸出申請後、以下の場合に、使用条件の変更や貸出しを取消すことがあります。
 - ① 犬山市協働プラザ備品貸出規定に違反したとき。
 - ② 犬山市やプラザの事業で備品を使用することとなったとき。
 - ③ 貸出備品が故障などにより不具合を起こしたとき。
 - ④ 災害などやむを得ない事由が生じたとき。

様式第1（第6条関係）

犬山市協働プラザ備品貸出申請書

年 月 日

犬山市長 様

申請者 団体名
住 所
氏 名
連絡先

使用目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用責任者	
使用備品名	
貸出日	年 月 日（ ）午前・午後 時頃
返却日	年 月 日（ ）午前・午後 時頃

※遵守事項

- (1) 営利又は政治活動を目的とした活動に使用しないこと。
- (2) 第三者に権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 犬山市外で使用しないこと。
- (5) 犬山市民交流センターの貸館附属設備として使用しないこと。
- (6) 返却日までに返却すること。
- (7) 善良な管理の下に使用すること。